

ID: 414

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯許可の取消し等		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉条例 第4条第2項		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第4条 配湯許可業者は、前条に規定する配湯料金について前月分を翌月10日までに納付しなければならない。</p> <p>2 市長は、配湯許可業者が前項の規定に違反したときは、配湯を停止し、又は配湯許可を取り消すことができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び長門市営湯本温泉の配湯に関する規則第6条の規定による。 (配湯の取消し)</p> <p>第6条 市長は、条例第5条第2項に定める場合のほか、配湯許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、配湯の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 許可された配当を使用する権利の一部又は全部を他に譲渡し、又は貸与したとき。</p> <p>(2) 前条の是正勧告に従わないとき。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、公益上特に必要と認める条件に反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日